

第32回滋賀県首長会議
テーマ（2）「環境保全と産業振興
とのバランスについて（甲賀市）」

令和6年（2024年）7月10日（水）
滋賀県

- 本県産業の更なる発展につなげるとともに、
今後とも本県の豊かさを維持していくために、
産業用地の確保と産業立地の推進は重要なテーマ。
- 一方で、環境への配慮や地元との調整が十分になされない
ままで事業が進むことは避ける必要がある。
- このため
 - ・「環境配慮」
 - ・「地元合意」
 - ・「企業立地の迅速化」が同時に達成される方法で産業立地を促進する必要がある。

提案事項に対する県の考え方

- 本県のアセス条例対象規模要件は「工業団地」および「工場」とも、他府県と比較すると厳しい水準。
- これは、琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境や暮らしを未来に引き継ぎ、環境と共生した産業振興を図るため、環境先進県として取り組んできた本県の姿勢の表れであり、SDGsに代表される持続可能な開発の先駆け。
- アセス制度は、社会情勢の変化等を踏まえ、これまでから見直しを実施してきており、今後も必要に応じて検討を実施していきたい。
- 見直しに当たっては、アセス制度が目的とする「環境保全」と「合意形成」のプロセスが別の手法で担保されることや、産業振興と環境保全のバランスを見極めることが必要。
- そのため、滋賀県環境審議会において丁寧な議論を重ねていくことが重要。
ただし、森林地域など環境影響の大きい場所で計画される事業についての面積要件見直しは困難。
- 企業からは、本県の環境法令の厳しさをプラスに評価する声もいただいている。
このような先進的な企業の集積が本県産業の基盤であることから、このような声も大切にしたい。

【具体的な声】

- ・環境意識の高い滋賀県に工場を持つことが一流企業（環境に配慮した企業）の証になる
- ・環境意識の高い滋賀県で工場を操業していることがステータスに感じる 等

本県の面積要件が厳しい理由

制定当時の時代背景

- 昭和54年 滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例制定 ←全国に先駆けた窒素、リンの規制
- 昭和56年 滋賀県環境影響評価に関する要綱制定
- 平成10年 滋賀県環境影響評価条例制定

- ・ アセス要綱制定当時は、琵琶湖総合開発事業など大規模事業が相次いで計画される一方、琵琶湖の富栄養化による影響が顕著に現れた時期
- ・ 検討されていた県アセス要綱の面積規模についても、必然的に厳しい水準とされたものと考えられる（琵琶湖を有する本県の地域特性を考慮）
⇒ 乱開発抑制、水環境保全、水源涵養、生態系保全

現在の状況

- ・ G7広島首脳コミュニケ（共同声明）〈2023年5月20日〉において、「我々の地球は、気候変動、生物多様性の損失や汚染という3つの世界的危機に直面している」※と述べられており、このような影響は本県でも顕在化している。
- ・ このため、本県においても、CO₂ネットゼロを含む気候変動への対応、生物多様性戦略の策定など様々な環境保全・再生に取り組んでいる。
- ・ **制定当時にも増して、環境への配慮（＝持続可能な開発）が求められている。**

（※）環境省の環境白書から抜粋）



本県が大切にしている価値（CO₂ネットゼロ、生物多様性等）
に共感いただける産業の振興

影響① 希少な動植物や生態系の損失

- アセス制度では、工事の着手前に、現地での環境調査を実施
- 希少な動植物や生態系が確認された場合、保全措置を講じた上で、工事に着手
- 工事の着手前に、環境調査や影響の予測評価がなされないと、希少な動植物や生態系サービスの損失等、修復不可能な影響が生じる可能性がある

影響② 地域との合意形成を図る機会の損失

- アセス制度では、事業の構想段階で、将来の影響（人口や交通量の増減、工事による騒音振動、施設完成後の眺望景観の変化等）を予測評価し公表
- 配慮書、方法書、準備書の各段階で住民、地方公共団体、大臣等の意見を事業計画に取り入れることで、早い段階での環境配慮の検討、施設の採算性や必要性を検証しつつ合意形成を実施
- このようなプロセスを無くすと、地元とのトラブルにより事業が頓挫する可能性がある

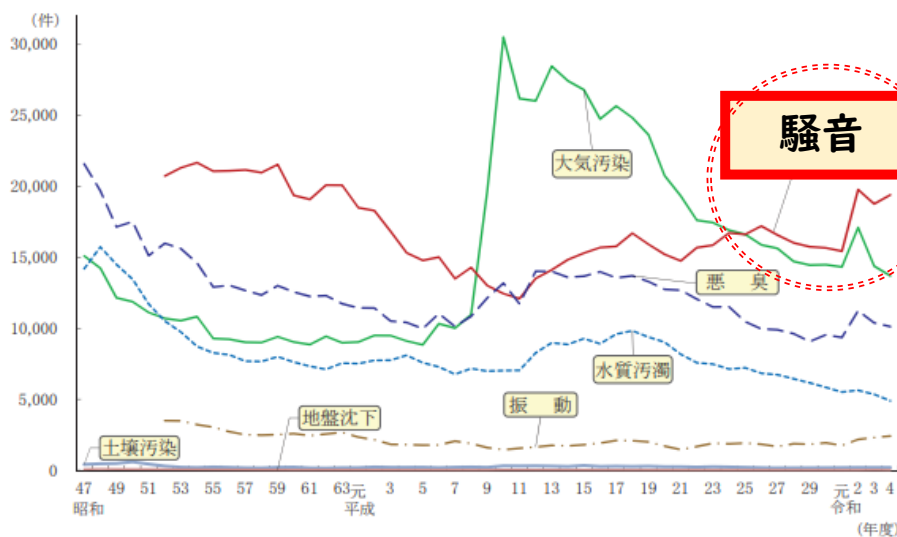
【検討課題】

- ・別の手続き（都市計画の変更など、アセス手続に先行して行われる手続き）において、環境調査や合意形成のプロセスを求めることで、希少な動植物や生態系の保全を図るとともに、地元合意のなされた企業立地の迅速化を図れないか

その他の検討課題

- 今回、提案のあった「**工業団地**」の面積規模要件（20ha）は、**面的開発事業の一種**
- 他の面的開発事業**（宅地、レジャー施設、メガソーラー等）**と同じ面積規模要件**としており、各面積要件の整合性など**一体的な見直しの検討**が必要となる
- 工場、住宅、レジャー施設については、**近年、騒音の苦情が全国的に増加**している、メガソーラーについては、**眺望景観や動植物への影響、土砂災害の誘発等**が全国的な問題になっているという背景もある
- このため、これらの**面的開発事業の規模要件の見直し**については、**慎重に議論**を行う必要がある

図 公害苦情の発生件数（全国・典型7公害）



近年の条例アセス制度の見直し（Ⅰ）

アセス制度は、これまでから、社会情勢や環境の変化を踏まえた見直しを実施。特に、環境影響が小さいと想定される土地では、手続きの簡略化も実施してきた。

事例① 工場設置に係る面積要件の見直し（R4.4.1施行）

- ・工場跡地に工場新設等を行う場合、工場跡地の範囲は面積要件（10ha）に含めないこととした

⇒ ポストコロナの企業国内回帰を見据えた「産業立地促進」の観点での改正

★令和5年度の工場設置事業でアセス手続の対象外となった例がある

【ケース①】 自然地で計画される事業

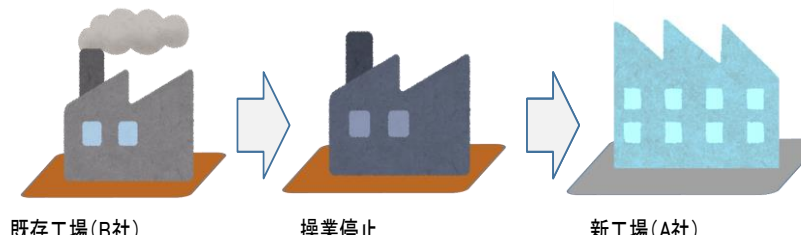
⇒ 面積要件10ha以上がアセス対象



↑ 環境影響が大きい

【ケース②】 工場跡地で計画される事業

⇒ 面積要件10haに工場跡地を含まない



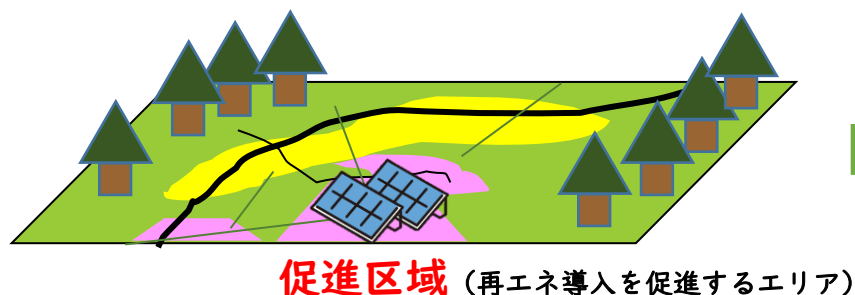
↑ 新たな環境影響が生じない

近年の条例アセス制度の見直し（２）

事例２ 再エネ「促進区域」における配慮書手続の省略（R6.3.26施行）

- ・ 再エネの「促進区域」で計画される、太陽光発電設備の整備事業（市町の認定を受けた事業に限る）については、配慮書の手続きを省略

⇒ CO₂ネットゼロの達成に向け、自然環境や景観との調和が図られた再エネ導入促進の観点での改正。



森林地域や土砂災害警戒区域等で計画される事業を促進区域に誘導

アセス制度は、これまでから、制度の強化も簡略化も検討しているが、これらの事例は、今後の産業立地促進に向けた制度見直しの参考になるものと思慮される。

- ・ まずは手続の迅速化を中心に検討を進めたい

<検討の際に参考とする考え方>

- 先の事例では、再エネの「促進区域」で計画される太陽光発電設備の整備事業（市町の認定を受けた事業に限る）について配慮書の手続を省略
- これは、市町が再エネを促進したいとして設定した「促進区域」で計画される事業は、既にアセス手続の「配慮書」で検討が求められる、立地選定の検討は完了しているという考え方によるもの

<検討の方向性>

- このような考え方を応用し、工場立地を推進するエリアが明確化され、地元合意が完了している場合などについて、手続の簡略化を検討したい

成功事例（三重県事例）

- ・ 三重県アセス条例の「工業団地」の面積規模要件は、20ha（本県と同じ）
- ・ 三重県では、面積規模要件を残置森林等を含む事業区域全体の面積で判断しており 本県よりも厳しい運用（本県は改変区域の面積で判断）

三重県のシャープ亀山工場の誘致成功事例

- ・ 三重県は、「戦略的企業誘致手法」の1つとして、様々な工業団地（受け皿）を予め準備
- ・ この一環として、農地法や環境アセスの手続が既に終了した注文造成方式の大規模工業団地を予め準備しており、迅速な企業誘致と環境保全の両立（＝持続可能な開発）を果たした事例

【経緯】

- ・ 2001年10月 シャープ（株）が新工場の造成を三重県に相談
提示条件：土地 約33ha、工業用水 約1万トン/日、
1年後に着工

【三重県の対応】

- ・ 地元の亀山市と連携し、用地買収、環境アセスメント、開発許可の取得を終え、いつでも着工可能な状態としていた工業用地を紹介

以下、参考資料

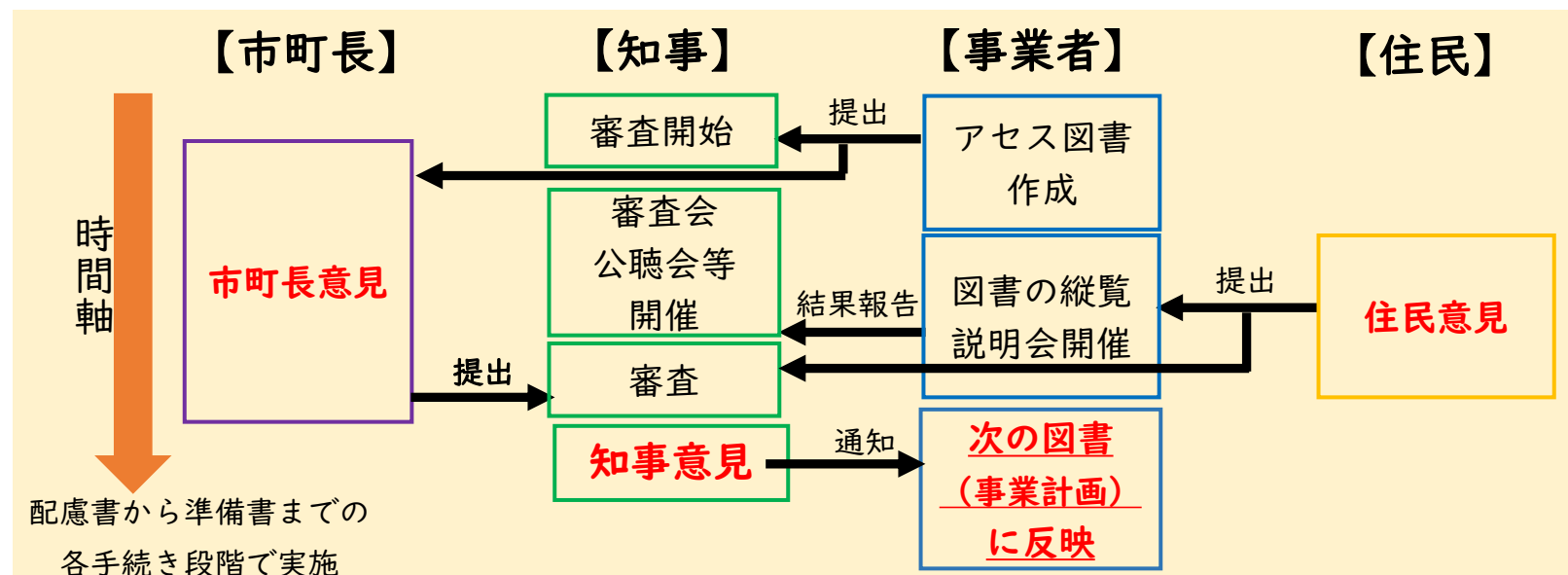
＜本日の議論を進めるための参考としていただきたい＞

環境アセスメント制度とは

- ・ 大規模な造成事業を行う際に、事業者自らが事業実施に伴う環境影響（動植物、生態系、景観等）を事前に調査、予測、評価
- ・ その結果を公表し、住民や地方公共団体の意見を聴く
- ・ それらを踏まえ、環境保全の観点からより良い事業計画を作り上げていく手続き

⇒ 規制や許認可ではなく、事業実施のための合意形成を図るプロセス

《合意形成の進め方》 市町長意見や住民意見を反映した知事意見を形成し、事業者に通知



制度概要（２）

- ・ アセス手続では、事業の構想段階で、事業実施に伴う将来の影響（造成中の影響、施設完成後の影響）を予測、評価

《予測・評価を行う項目の例》

【造成中の影響】

- ・ 工事中の濁水、下流の溪流環境の変化
- ・ 重機の稼働や工事車両の通行に伴う交通渋滞や騒音、振動の発生
（騒音、振動等の環境基準の達成状況）
- ・ 工事に伴う希少な動植物への影響
- ・ 重機の使用に伴う温室効果ガスの発生量

【施設完成後の影響】

- ・ 施設からの排水、排ガスの発生量
- ・ 施設利用者数や周辺交通量の変化
- ・ 交通渋滞の発生や緩和の状況
（騒音、振動等の環境基準の達成状況）
- ・ 周辺景観の眺望変化
- ・ 温室効果ガス削減効果
（省エネ化や再エネ設置に伴う削減効果）

【赤】 悪い影響、 【青】 良い影響、 【緑】 その両方



- ・ 早い段階での環境保全対策を検討しやすい
- ・ 施設の必要性や採算性を検討しやすい

住民合意の促進

対象事業（条例アセス）（Ⅰ）

■単独開発事業

対象事業の種類	対象規模要件
1. 道 路 一般道路 自然公園特別地域道路	4車線以上かつ7.5km以上（改築 7.5km以上） 2車線以上（林道は幅員が5mを超えるもの） かつ2km以上（改築（バイパス）2km以上）
2. 河 川 ダム、堰 湖沼水位調節施設 放水路、捷水路	湛水面積 50ha以上（改築 25ha以上増） 露出面積 50ha以上 改変面積 20ha以上
3. 鉄 道 鉄道、軌道	7.5km以上（改良 7.5km以上）
4. 飛行場	滑走路長 1,875m以上（滑走路の延長 375m以上）
5. 発電所 水力発電所 火力発電所 風力発電所	発電設備の出力 2万kW以上（規模の変更 2万kW以上） 発電設備の出力 2万kW以上（規模の変更 2万kW以上） 発電設備の出力 1,500kW以上（規模の変更 1,500kW以上）
6. 廃棄物処理施設 し尿処理施設 ごみ焼却施設 廃棄物最終処分場	日 100kL以上（規模の変更 日 100kL以上増） 時間 4トン以上（規模の変更 時間 4トン以上増） 敷地面積 5ha以上（規模の変更 5ha以上増）
7. 下水道終末処理場	敷地面積 5ha以上（増設 5ha以上増）
8. 埋立、干拓	埋立面積 3ha以上
9. 港湾施設の建設	新設 全て 改築 事業面積3ha以上
10. 土石、砂利採取	湖中 事業面積 5ha以上 陸上 事業面積 20ha以上（自然公園は10ha以上） （区域の変更 20ha以上増（自然公園は10ha以上増））

対象事業（条例アセス）（2）

■ **面的開発事業** ⇒ No. 11～14まで**全て同じ面積規要件**

□：今回御指摘のあった事業

対象事業の種類	対象規模要件
11. 土地区画整理事業	事業面積 20ha以上（40ha未満は既存宅地外の面積が20ha以上） （森林地域は15ha以上、自然公園は10ha以上）
12. 工業団地造成事業	事業面積 20ha以上（森林地域は15ha以上、自然公園は10ha以上）
13. 宅地の造成事業 ⇒ メガソーラーの設置等を含む	事業面積 20ha以上（森林地域は15ha以上、自然公園は10ha以上）
14. 第2種特定工作物 （レクリエーション施設）	事業面積 20ha以上（森林地域は15ha以上、自然公園は10ha以上） （増設 20ha以上（森林地域は15ha以上、自然公園は10ha以上）

※ No. 11～14の事業の種類のいずれかに該当する2つ以上の事業により構成される事業群のうち、開発面積が20ha以上のものは「複合開発事業」に該当。これを構成する事業のうち開発面積が15ha以上のものもアセス手続きの対象。

■ その他事業

対象事業の種類	対象規模要件
15. 工場等の建設	排水量 日 2,000m ³ 以上（増設 日 2,000m ³ 以上増） 燃料使用量（重油換算） 時間 3kL以上（増設 時間 3kL以上増） 敷地面積（次の土地の部分を除く） 10ha以上（増設 10ha以上の増） ア 既に工場等の敷地である土地 イ 工場等の敷地であった土地であって、次のいずれにも該当するもの （ア）当該工場等の廃止の日から起算して10年を経過していないこと （イ）当該工場等の廃止の日以後、工場等の敷地の用途以外の用途に供されたことがないこと
16. 高層建築物	高さ60m以上かつ床面積5万m ² 以上（増築、改築 5万m ² 以上）
17. その他	都市公園 改変20ha以上（森林地域は15ha以上、自然公園は10ha以上） スキー場 改変20ha以上（森林地域は15ha以上、自然公園は10ha以上）

工業団地造成に係る面積要件（条例アセス）

規模要件	都道府県数	内訳
要件なし	2	高知、福岡
100ha～	4	北海道、岩手、兵庫、山口
75ha～	11	秋田、宮城、山形、福島、茨城、富山、愛知、和歌山、鳥取、大分 徳島（70ha～）
50ha～	18	青森、千葉、栃木、群馬、新潟、石川、長野、静岡、福井、京都、大阪、奈良、島根、広島、愛媛、熊本、岡山、宮崎
40ha～	2	岐阜、鹿児島
30ha～	3	山梨、長崎、佐賀（35ha～）
20ha～	5	埼玉、三重、 滋賀 、香川、沖縄
10ha以下	2	神奈川（10ha～）、東京（全て）

* 法アセスでは、第1種事業 100 ha以上、第2種事業 75～100 ha

（第1種事業：必ずアセス手続を行う事業、第2種事業：アセス手続の要否を大臣が個別に判断する事業）

工場の設置に係る面積要件（条例アセス）

面積規模要件	都道府県数	内訳
要件なし	3 2	
75ha～	2	富山（75ha～）、兵庫（100ha～）
50ha～	1	広島
20ha～	5	栃木、埼玉、三重、香川、岐阜（かつ改変8ha～）
15ha～	1	奈良
10ha～	3	神奈川、 滋賀 、東京（敷地0.9ha～、建築0.3ha～）

⇒ このほか、多くの都道府県が、排水量、排出ガス量の対象要件を設けている。
本県はこの両要件も全国トップレベルに厳しい水準。

* 法アセスでは、第1種事業 100 ha以上、第2種事業 75～100 ha

（工場建設に係る面積要件はなく、面的開発（宅地等の造成）要件）

手続に要する期間（Ⅰ）

手続きの流れ

【所要期間 の目安】

配慮書

- ・ 事業の計画段階での環境配慮
- ・ 事業場所等の複数案を検討

6ヶ月

方法書

- ・ 環境影響評価を行う項目、方法を検討
（項目：大気、水質、騒音・振動、動植物・生態系、景観等）

6ヶ月

現地調査

- ・ 森林地域など動植物・生態系の調査が必要な場合は最低1年以上
- ・ 造成地での事業の場合は、適宜、短縮可能

調査項目に
よって異なる

準備書

- ・ 環境影響の調査予測評価結果や環境保全対策を検討

9ヶ月

評価書

- ・ 準備書を修正し内容を確定

2ヶ月

他法令の許認可・工事着手

手続に要する期間（２）（最近の事例）

- ・アセス手続きは、概ね３～４年の期間を要するが、
- ・造成地で事業を計画することにより、２～３年以内の期間で手続きを終了した例もある

《表 アセス手続に要した期間（最近の事例）》

事業の名称		事業の種類	事業予定地		手続 開始日	終了日 (評価書公告日)	所要期間
鳥居平・松尾工業団地造成事業 【日野町】	条例	工業団地造成	<u>森林</u>	約66ha	H31.1.18	R5.3.10	<u>約４年３カ月</u>
(株)村田製作所 守山新事業所 拠点整備【守山市】	条例	高層建築物	<u>造成地</u>	約6ha (約100m)	R4.3.31	R6.1.30	<u>約１年10カ月</u>
湖北広域行政事務センター 【長浜市】	条例	ごみ焼却施設	<u>造成地</u>	約3.5ha	R1.8.6	R4.3.22	<u>約２年８カ月</u>
南草津プリムタウン（※） 【草津市】	条例	土地区画整事業 (住宅団地)	農地	約32ha	H24.2.24	H27.3.16	約３年１カ月

※方法書からの手続き（平成26年３月までは配慮書手続の規定なし）

</

<実施している事項>

○「環境影響評価手続きマニュアル」を県HPで公開

- ・ 条例アセスに係る公告縦覧の手続フローや参考様式を県独自に作成し掲載

○手続きの終了した「環境影響評価書」を県民情報室にて公開

- ・ 昭和54年の制度開始以降、手続が行われた事業（89件）の図書を所蔵
- ・ 類似の事業を行う際の参考の用に供している



<お伝えしたい事項>

○アセス手続は、事業の実施場所や事業者が明確に決まっていない段階でも開始することが可能

（造成行為を実施する者でなくとも手続は可能）

○農地法や都市計画法などの他法令の手続と平行して進めることも可能（用地取得も不要）



○出来るだけ早い段階での手続開始をご相談いただきたい